

山形県被災建築物

応急危険度判定 ○ Q 通信

新潟県中越地震で応急危険度判定を実施

平成16年10月23日に新潟県中部で発生した地震では最大震度7を記録し、その後も震度5を超える強い余震が2週間以上も続きました。死者40名、10万棟を超える建築物への被害は10年前の阪神淡路大震災以降最悪のものとなってしまいました。

被災建築物応急危険度判定についても、地震翌日の10月24日から着手されました。道路の寸断や地震による土砂崩れ等に加え、判定活動中にも幾度も大きな余震に見舞われるなど多くの困難もありましたが、11月10日までに、約3万6千棟の調査を完了しました。

活動に従事した判定士は3821名で、新潟県外からもブロック内9都県その他、東北・北海道や中部ブロック等から3000名近い判定士が応援派遣されました。

地震名	平成16年新潟県中越地震 平成16年10月23日
実施主体	新潟県、長岡市、見附市、栃尾市、越路町、小千谷市、川口町、魚沼市、南魚沼市、十日町市、川西町、中里村、柏崎市、小国町、刈羽村、西山町、松代町
判定地区	小千谷市、見附市、長岡市等 (8市6町2村)
判定対象建築物	住宅
判定期間	平成16年10月24日～11月10日
判定棟数	36,143棟
判定人数	3,821人
判定結果	危険 5,243件 (14.5%) 要注意 11,122件 (30.8%) 調査済 19,778件 (54.7%)
応援派遣	中部、関東、東北・北海道ブロックの各都道県を中心に2900名余の応援判定士が派遣されました。



左：被害状況 上：判定本部の状況 (判定士撮影)

被災されました皆様にご心からお見舞い申し上げます。

また、判定活動に従事されました皆様にお礼申し上げます。

問い合わせ先：山形県土木部建築住宅課

TEL. 023-630-2433

FAX. 023-630-2639

発行／全国被災建築物応急危険度判定協議会

ホームページアドレス <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>

新潟県中越地震における 応急危険度判定業務協力に対する御礼

国土交通省住宅局
建築物防災対策室長 井上 勝徳

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震では、死者40名、負傷者2990名、全壊2729棟、半壊9453棟、一部損壊86150棟、非住宅建築物被害34259棟（12月10日現在）と大きな被害が発生しました。

この地震では、新潟県が中心になって、協議会の皆様の協力を得て、発災直後の10月24日から11月10日まで延べ3821名体制で、36143件の危険度判定業務が実施されました。危険5243件（14.5%）、要注意11122件（30.8%）、調査済19778件（54.7%）という結果でした。

今回の地震では、震度6強が2回、6弱が2回と震度6以上の余震が4回も発生するなど大規模な余震活動が続き、余震で建築物被害が拡大いたしました。中には、余震で建築物の一部が崩落して隣の住宅を倒壊させるという被害も発生いたしました。この倒壊した住宅は、応急危険度判定で隣の建築物が崩壊しそうだという理由で危険と判定されており、判定業務の効果が発揮された典型的な事例の一つではないかと思えます。

このように判定業務が適切に実施されましたことは、日頃から模擬訓練等を通じて研鑽を積み、迅速な対応ができるよう準備されてきた結果であると、これまでの皆様のご努力に敬意を表する次第です。

しかし、全体としてはうまく行われた今回の判定業務でもいくつかの課題も見えてきました。たとえば、被災直後の混乱に伴う新潟県による支援要請の遅れや地方整備局の関与の仕方が不明確で支援要請に混乱が生じたことなどにより、本格的な判定業務の開始が少し遅れました。また、被災者に対する制度の説明不足から現場でトラブルとなったり、北海道などの遠方から来られた判定士の方々の移手段が十分に確保できないといった問題もありました。

今後、今回の判定業務について問題点や改善点を洗い出し、より迅速かつ円滑な判定業務の実施に向けて実施方法や支援体制の見直しを行い、二次災害の防止という社会的要請に的確に答えていく必要があると考えております。

最後に、今回の新潟県中越地震の応急危険度判定業務に協力頂いた皆様に感謝申し上げますとともに、今後とも協議会の皆様の一層のご協力をお願いいたします。



新潟県中越地震（中越大震災）の 被災建築物応急危険度判定活動報告レポート

山形県土木部建築住宅課
建築指導主査 桜井 信
(10/27 小千谷市、28 見附市、29 長岡市)

10月26日午後4時に宮城・福島・山形の3県の応援職員が、判定支援本部としての北陸地方整備局に参集し、国土交通省から被害状況と判定についての情報が提供されました。この時点で、新潟県ではなく地方整備局が判定支援本部として機能しているが、この位置付けについては、当方の理解が不足していましたが、広域判定支援現地調整本部としての各地方整備局の役割については被害が重大になるほど重要と認識しました。27日から、3市の判定作業を実施しましたが、被災地の状況により受入体制や判定方針等については判定実施本部毎に異なることを実感しました。

- ・判定対象として、判定本部毎に「建築物はすべて」又は「居住者のいる建築物のみ」との方針が指示されました。
- ・見附市では「調査済」のステッカーの貼付は不要と指示されました。これにより1件あたりの判定作業の時間を短縮することができました。
- ・長岡市ではA4サイズの調査結果のステッカーを使用していましたが、A3サイズよりも効率的だとも感じました。A3サイズのステッカーでは、収納・運搬・記入・掲示に際して手間がかかる（特に、強風時や雨天時）ことと、可能な限り用具・資材を最小（1日当たり20棟の予定で3種類のステッカーや調査票を携行して判定活動に従事する）にしておくことから調査結果ステッカーのサイズはA4サイズが効率的と思われる。

各判定本部からは、住宅地図を縮小して判定作業用に配布されましたが、作業時に判読（不案内な地理や難読の地名、同一の姓の多い集落では重要な情報）あるいは調査番号等を記入するため、極力縮小は避けるべきと感じました。（一つの調査区を20戸程度にすれば、住宅地図を縮小する必要はないはずである。）また、一つの調査区あたりの調査対象戸数を多くすれば、調査区の数も少なくなるが、1日で判定作業が終了しなかった場合は、引き継ぎ等の手間が生じるので、最大でも40戸程度を目途に対象戸数を設定していただきたい。

判定ステッカーの掲示には布テープを利用したが、玄関先に掲示するので、もう少し見栄えの良いテープはないものだろうか。

判定活動時の被災者との会話は避けられません。判定活動時の被災者との想定問答についてはもっと協議会で検討する必要性を感じました。

また、被災地の状況（判定対象戸数・業務対応可能な職員数）により受入態勢・判定方針等が異なりましたが、応援する側としては、マニュアルやこれまでの事例を参考にしつつも、状況に応じて臨機に対応することが必要と理解しました。

被災建築物応急危険度判定コーディネーターについての解説

被災建築物応急危険度判定必携では、被災建築物応急危険度判定コーディネーターを略して単に「判定コーディネーター」といい、実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために応急危険度判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した建築関係団体などに属する者のことを判定コーディネーターといいます。

判定コーディネーターの業務は、応急危険度判定士が被災地で判定活動を円滑に行えるよう支援を行うことであり、具体的には、下記内容の業務を行います。

- 1) 判定実施準備：判定業務に必要な資料の作成・判定実施区域のチーム毎の設定
- 2) 判定士の受け入れ準備：判定資機材の確認（判定表・判定ステッカー・街区マップなど）・判定士の移手段の確保（自転車など）
- 3) 判定士の受付：判定士認定証の確認など
- 4) 判定実施チーム及び班の編成
- 5) 判定資機材の配布（判定表・判定ステッカー・街区マップなど）
- 6) 判定士に対する判定業務の説明
- 7) 判定業務の開始
- 8) 判定結果の取りまとめ及び実施本部への結果報告

しかし、現状判定コーディネーターは行政職員が行っているため、判定コーディネーターの業務範囲は広く、通常の判定コーディネーターの業務に加え、実施本部職員としての業務である、判定活動に必要な応急危険度判定士数の算定や宿泊・給食施設の確保を含む判定計画の作成、並びに支援本部となる県等の関係機関への応援要請なども行うこととなります。

被災地の応急危険度判定士の場合、被災地の建築物の状況について把握していることもあり、自治体の応急危険度判定実施本部の要員として判定コーディネーターの役割を担っていただくこともありますので、積極的な研修会への参加が望まれます。

0Q クイズ 1

下記写真の壁の被害についての被災度は？
Aランク？ Bランク？ Cランク？



答えは最終ページ

被災建築物応急危険度判定活動に係る補助金の取り扱いについて

平成16年8月9日付事務連絡で、標記の文書が国土交通省より通知されました。これによって、他県へ判定活動の応援のために派遣される場合、基本的にはその派遣に関する経費に、補助が出ることとなりました。要請により県外に派遣される場合は、各地方公共団体にお問い合わせ下さい。

内容をまとめますと、以下のとおりです。

1. 補助対象になる団体は？
被災した他の地方公共団体からの要請を受け、民間判定士等を被災地に派遣した、応援を行う側の地方公共団体。
2. 補助対象になる経費は？
民間判定士等の派遣に関する経費。旅費や宿泊費、食費などが含まれます。
3. 補助される経費の額の算定方法は？
「公営住宅等関連事業推進事業補助要領」に基づく。第3（補助金の額）第2項により、国が1/2、地方公共団体が1/2補助する。

0Q クイズ 2

下記写真の鉄筋コンクリート造の柱の被害について損傷度は
損傷度Ⅲ？ 損傷度Ⅳ？ 損傷度Ⅴ？



答えは最終ページ

Q&A コーナー

Q 3 1

都道府県から交付された認定証を紛失した場合や、引っ越し等で記載内容が変わったときはどうすればよいですか。

A 3 1

認定証を紛失あるいは汚損した場合や、引っ越し等により記載事項が変更した場合の取扱いは、各都道府県により異なりますので、認定証の交付を受けた都道府県にお問い合わせください。

<p>Q 3 2 地震以外の災害で出勤することはありますか。</p>	<p>A 3 2 応急危険度判定士は、地震により被災した建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災した建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定業務に従事する者として都道府県知事等が認定したものであり、地震以外の台風等の災害で出勤することはありません。</p>
<p>Q 3 3 次のような場合、居住者にどのように対応すればよいですか。 1) 判定ステッカーの表示を拒否された場合 2) 調査の結果、「危険」と判定された場合の説明方法</p>	<p>A 3 3 1) 判定ステッカーは、居住者・利用者のみならず建物付近を通行する歩行者の、余震などによる二次災害を防止するため表示するためのものであることを説明してください。説明してもなお、理解を得られなかった場合は、判定ステッカーを貼らずに調査表にその旨の記録を残してください。 2) 建物が構造的に相当の被害を受けており、このまま住まい続けることは危険であること、また、避難先等については市町村の担当部局（又は災害対策本部）に相談されるよう説明してください。なお、避難場所が決定している場合は避難場所について説明し、早急に避難していただくよう説明してください。</p>
<p>Q 3 4 被災度区分判定とはどのようなものでしょうか。</p>	<p>A 3 4 応急危険度判定が、余震による建物の倒壊や落下物などから人的被害を防止するため、建物の安全性について応急的に判定し、建物への立ち入りの可否を住民に情報提供するのに対し、被災度区分判定は、地震により被災した建築物について、建築構造技術者等が所有者から依頼され、沈下、傾斜及び構造躯体の損傷状況などから、復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用のための補修・補強等の要否を判定するものです。なお、被災度区分判定の調査は、損傷率と損傷状況という2つの観点から実施され、調査結果は部位毎に5つの被災度（軽微、小破、中破、大破、破壊）に区分されます。</p>
<p>Q 3 5 落下危険物・転倒危険物に関する危険度についてですが、転倒してしまっているブロック塀などはランクAとしてよいのでしょうか。</p>	<p>A 3 5 ランクAとなります。 同様に、外壁が破壊していても、全て落ちてしまって落下するものがない場合、あるいは、窓ガラスが割れて全て落ちてしまっている場合や落下していてもバルコニーがあって下に被害が及ばない場合などは全てAランクとなります。</p>

山形県からの報告コーナー

<全国版は(財)日本建築防災協会HPに掲載しています>

○ 新潟県中越地震被災建築物応急危険度判定活動

北海道・東北ブロック被災建築物応急危険度判定協議会の今年度の会長県である山形県に、新潟県から初めて「派遣要請書」が来たのが平成16年10月25日の深夜でした。昨年の宮城県北部連続地震の時は被災した市町から派遣要請がなく、協議会としても山形県としても組織的に応援判定活動は行いませんでした。この時の宮城県の教訓を生かすために、今回は新潟県に対して25日に応援側が派遣の経費負担をするので遠慮しないで「派遣要請」するように申し入れを行いました。その結果、国からの後押しもあり「派遣要請」に踏み切り、ブロック協議会に要請書が提出されました。それを受け、ブロック協議会会員県に派遣要請を行い、国に対しても広域応援を要請しました。

山形県でも、山形市・酒田市・鶴岡市・米沢市・天童市及び協定を結んでいる山形県建築士会に対して派遣要請を行い、建築行政職員判定士が33名、建築士会の民間判定士が18名、合計51名が10月26日から11月10日までの間に入れ替わりで判定活動を行ってきました。派遣された判定士の皆さん、本当にご苦労さまでした。

今回の判定活動は、派遣された判定士にとって貴重な経験になりましたが、被災市町村の判定実施本部としての大変さも感じ取ったことと思います。また、今回の教訓として緊急連絡網の整備は勿論、派遣要請に即座に対応可能な判定士の方々の準備の必要性を強く感じました。今後も震前対策として必要な事項について検討していきます。

○ 置賜地方応急危険度判定講習会開催

11月14日に長井市において県の置賜総合支庁主催で講習会が開催され、70名程の参加者がありました。

中越地震に判定活動を行ってきた判定士の体験レポートやビデオでの判定講習を行った後に、解体予定の県営住宅を細工したモデルを活用し、現地で模擬判定訓練を実施し実際に判定ステッカーを貼りました。参加者の殆どが良かった、また、企画して欲しいと感想を述べていました。

0Q クイズの答え

クイズ1の答え：答え：Cランク 外壁のモルタルが落ちてるところと、余震等によって落ちそうなところがあるため。

クイズ2の答え：損傷度Ⅳ コンクリートの剥落が激しい。鉄筋が広範囲にわたって露出している。また、斜めせん断ひび割れが顕著である。(鉛直方向の変形がある場合には損傷度Ⅴ)